

令和８年 第２回定例会 口頭報告

(令和８年６月２２日)

令和７年度の工事監査その他２件の監査結果について、ご報告いたします。

１件目は、工事監査についてでございます。今回は、工事件名「五兵衛橋架け替え工事」について、公益社団法人「大阪技術振興協会」に技術調査を委託し、調査結果を参考に監査を実施いたしました。指摘事項等は特にございませんでしたが、次の２点を監査委員意見として付しております。

１点目、足立区 長寿命化修繕計画についてでございます。

区が令和３年１０月に策定した、足立区橋梁長寿命化修繕計画では、主要な２９の橋について、修繕対象が１４、半数以上の１５を更新、いわゆる架け替え対象としております。足立区での工事は、用地、予算、時間的な制約等多くの課題を抱えがちであり、本工事でも首都高速道路下という制約の中での更新工事でありました。

多くの道路や鉄道構造物の維持管理の状況をみると、耐震性能の変化に伴い、補修・補強で対応してきてお

ります。また昨今、物価高騰や人手不足による入札不調、加えて少子高齢化・人口減少により、インフラの更新・維持管理は今後ますます困難化すると予想されます。これらを踏まえば、半数以上の橋を更新するという以前の計画に捉われず、補修・補強も視野に入れ、再検討すべきと考えます。

2点目、公契約条例適用工事における賃金支払状況等の確認についてでございます。

足立区公契約条例は、平成26年4月1日に施行され、その後、労働者、事業者等の意見や他自治体の状況、公契約等審議会における事業者の経営への影響や区の財政負担等を考慮したうえで適用範囲を広げていくべきとの審議結果を踏まえ、事業者の負担軽減や、労働者への周知強化、適用範囲を拡大した改正条例が令和7年4月1日に施行されております。

同条例で義務付けられている内容は、受注者及び受注関係者は労働者等に対し、労働報酬下限額以上の賃金等を支払わなければならないこと、各労働者等に職種ごとに適用される労働報酬下限額や業務に従事した時間等を記録・保存し、賃金等の労働条件が法令等に適合し、適正なものであることを報告しなければならないこと、賃金等の額が労働報酬下限額を下回る場合

等の申出先を、作業場の見やすい場所に掲示等して労働者等に周知しなければならないこと、などとなっております。

本件工事にかかる条例上の義務の遵守状況を各種書類の確認や現場臨場により監査したところ、特段の問題はありませんでした。

しかしながら、仕組みとして、条例のもっとも重要な部分である賃金支払状況等の確認の仕方については、やや悩ましい課題があり、今後の他自治体における状況も参考にしつつ慎重に検討していく必要があるものと思われます。

実際の支払額が労働報酬下限額を下回っていないかどうかを確認するためには、各人別に、該当の公契約に伴って支払われた部分を確定したうえでその分の支払額が職種ごとの労働報酬下限額を下回っていないかを確認しなければならず、また受注関係が輻輳すれば、民間同士の取引関係に公契約条例上の義務を累次追いつめていく必要があります、結果として確認に受注者及び受注関係者に相当の事務負担をお願いする必要があります。令和7年度から報告が簡素化されたことも、こうした状況からやむを得ないものとして理解できます。

労働者等から労働報酬下限額を下回るなどの申し出

に応じてしっかりと調査することは当然ですが、平時から過度な事務負担であると事業者に思われるような義務を求めていくと、受注が敬遠されるなど、公契約条例上の義務が、区事業に想定外の悪影響を及ぼしかねないことにもなり得ます。

公契約条例は、公正、公平な入札・契約制度を確立し、安全かつ良質な事務、事業の執行を確保することにより、もって地域経済の活性化と区民福祉の向上に寄与することを目的としており、理念としては高く評価できるものですが、その実効性、特に労働報酬下限額以上の賃金支払いを含む公契約履行状況を、受注者及び受注関係者にどの程度の作業負担をお願いしながら、どの程度まで確認するのか、他自治体の状況を踏まえつつ、受注者等の実務にかかる意見も伺いながら、公契約等審議会において今後の適用の在り方を審議いただくとともに、区としても慎重に判断していく必要があると思われます。

2件目は、指定管理者制度に基づく指定管理者と、その所管課を対象とした監査についてでございます。監査した限りにおいて指摘事項等は特にございませんでした。

3件目は、区が補助金などの財政支援や出資等を行っている団体と、その所管課を対象とした財政援助団体等の監査についてでございます。その結果、監査委員意見が1点ございました。

監査委員意見は、「観光事業の事業執行体制の見直しについて」でございます。足立区観光交流協会は、魅力あるイベントの実施や、民間企業、NPO団体との連携により賑わいを創出することを経営方針の一つに掲げ、観光やPRなどの各種事業を実施しております。

これらの事業のうち、観光イベントが集中する3月末から6月初旬における職員の業務負担が非常に大きく、令和7年2月から7月までの超過勤務実態を監査したところ、3月の平均が55.4時間、5月の平均が82.5時間と、労働基準法におけるひと月当たりの原則である上限時間を超過しております。さらに、厚生労働省の労災認定基準において過労死ラインとされる月100時間を超える超過勤務者が、同期間の6か月間で延べ7人、最も多い者で月に199時間にのぼっております。

このように、超過勤務の総量自体の多さや、一部の

職員への業務の偏りを解消するため、委託を含めた業務全般の見直し、適正な人員配置、職員間の業務分担の見直しなどを行い、職員の過度な負担を回避しつつ、魅力あるイベントが開催できる体制整備を検討する必要があるのではないか、という旨の意見を付しております。

以上が、令和7年度の工事監査その他2件の監査結果でございます。

執行機関及び各団体におかれましては、今後とも適切な事務の執行を期されますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、監査結果の報告とさせていただきます。